

ぎふ長良川花火大会公式ホームページ広告掲載要綱

1. 目的

本要綱は、ぎふ長良川花火大会公式ホームページ（以下「本サイト」という）に掲載するバナー広告（以下「広告」という）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。広告掲載を通じて、大会運営財源の確保を図るとともに、地域の活性化および社会貢献に資することを目的とする。

2. 掲載基準

掲載できる広告は、その内容が本大会の公共性および品位を損なうおそれのないもので、かつ社会的に意義があるものに限る

3. 掲載できない広告

次の各号に該当する広告は掲載しないものとする。

- 法令等に違反するもの、またはそのおそれがあるもの。
- 公序良俗に反するもの。
- 政治活動、宗教活動、意見広告、および個人の宣伝に関するもの。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する業種。
- 消費者金融、ギャンブル（公営競技を除く）に関連するもの。
- 不適切な比較広告や誇大広告、その他閲覧者に誤解を与えるおそれのあるもの。
- その他、実行委員会が不適当と認めるもの。

4. 広告の規格

- サイズ：横 140 pixel × 縦 50 pixel
- 形式：JPEG, PNG, GIF（アニメーション不可）
- データ容量：5 KB 以内
- デザイン：視認性が高く、明滅の激しいデザインでないこと。

5. 掲載料金および期間

- 掲載料金：1 枠につき 50,000 円（税別）
- 掲載期間：掲載開始から最長 10 月末日まで

6. 申し込みおよび選定

1. 申込：広告掲載を希望する者は、所定の申込書に広告原稿（案）を添えて、申し込むものとする。
2. 審査：実行委員会事務局において、本要綱に基づき内容を審査し、掲載の可否を通知する。

7. 広告主の責任

- 広告の内容に関する責任は広告主が負うものとし、第三者からの苦情や損害賠償請求がなされた場合は、広告主の責任と負担において解決するものとする。
- リンク先のウェブサイトの内容についても同様とする。

8. 掲載の取り消し

広告主が本要綱に違反した場合、または広告掲載が不適切と判断される事態が生じた場合、実行委員会は直ちに掲載を取り消すことができる。この場合、既納の掲載料は返還しない。